破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０１号
佐賀県杵島郡白石町大字湯崎493番地
破産者　鍵山　　誠
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３２１１号
福岡市博多区博多駅前４丁目11番10―501号、開始決定時の住所福岡市博多区住吉５丁目１番15―707号
破産者　山本　正吾
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６５号
福岡市早良区原団地18番102号
破産者　嘉村　　茂
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８６号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘６丁目１番地１、開始決定時の住所北海道北広島市大曲並木３丁目19番地４
破産者　館山　吉文
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４１３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目56番地　ＥＱＵＡＬ那珂川403号
破産者　名嘉眞　強
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４４５号
福岡県筑紫郡那珂川町仲１丁目123番地、前住所高松市多肥下町1204番地
破産者　平方　美和（旧姓倉松）
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５２０号
福岡市東区箱崎７丁目３番10―403号、前住所福岡市東区下原３丁目10番32号
破産者　名島　久尋
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８５号
神奈川県座間市西栗原２丁目12番８―601号エクセルかしわ台、開始決定時の住所横浜市西区中央２丁目45番17―201号
破産者　水上　伸行
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８７号
横浜市金沢区六浦５丁目17番15号
破産者　角井　辰也
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７８号
横浜市緑区青砥町172番地23　エヴェナール横浜207号
破産者　小宮山　昇
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３０号
島根県飯石郡飯南町頓原962番地26
破産者　成田　　良
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１６号
神奈川県藤沢市西富503番地の11　ハイムのぐち101号室
破産者　熊谷　知也
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９号
石川県金沢市彦三町２丁目１番36号
破産者　竹田　顯二
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４０６号
愛知県岡崎市井田町字１丁目263番地　サンシティ井田301、開始決定時の住所愛知県豊田市岩滝町滝坂416番地69
破産者　森迫　泰之
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
愛知県安城市里町北歌口45番地
破産者　鈴木　信二
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
愛知県蒲郡市三谷町正迫25番地
破産者　伊奈　義兼
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２８８号
愛知県蒲郡市三谷町正迫25番地
破産者　伊奈作一郎
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部